

京都市告示第581号

地方自治法第260条の2第11項の規定に基づき、平成6年3月31日付けで認可した水尾自治会について変更の届出があったため、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

令和6年2月5日

京都市長 門川 大作

変更があった事項及びその内容
規約に定める目的

変更前	変更後
<p>地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。</p> <p>(1) レクリエーション、運動会、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関すること。</p> <p>(2) 葬儀等の際の互助に関すること。</p> <p>(3) 交通安全、防犯、防火等に関すること。</p> <p>(4) ごみ処理、給排水等保健衛生に関すること。</p> <p>(5) 所有する資産の維持管理及び運営に関すること。</p> <p>(6) その他会の目的に必要な事業及び連絡に関すること。</p>	<p>地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図ることを目的とし、次の活動を行う。</p> <p>(1) レクリエーション、運動会、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関すること。</p> <p>(2) 葬儀等の際の互助に関すること。</p> <p>(3) 交通安全、防犯、防火等に関すること。</p> <p>(4) ごみ処理、給排水等保健衛生に関すること。</p> <p>(5) 所有する資産の維持管理及び運営に関すること。</p> <p>(6) 自治会バスの運営（交通空白地有償運送）に関すること。</p> <p>(7) その他会の目的に必要な事業及び連絡に関すること。</p>

(文化市民局地域自治推進室)